

鳥取県告示第37号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の仮認定を行ったので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により告示する。

平成25年1月18日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 仮認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 2 代表者の職名及び氏名
理事長 乾 和子
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
鳥取市瓦町601
- 4 仮認定の有効期間
平成25年1月10日から平成28年1月9日まで
- 5 仮認定特定非営利活動法人のホームページアドレス
<http://www2.ocn.ne.jp/~asj-tt/>